

○個人情報保護委員会規則第三号

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の一部の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報提供に関する規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報提供に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第十五号に準ずるものとして同条第十七号の個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。 一 「略」 二 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）<u>第五十五条第一項若しくは第二項の規定による報告の徴取、質問若しくは検査又は同法第五十六条の規定による協力の求めが行われるとき。</u> 「三・四 略」	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第十五号に準ずるものとして同条第十七号の個人情報保護委員会規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。 一 「同上」 二 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）<u>第五十五条第一項の規定による報告の徴取、質問又は検査が行われるとき。</u> 「三・四 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この規則は、所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に定める日（令和五年四月一日）から施行する。